

適正な工事の施工を！
－工事，委託の施工上の留意事項－

函館市土木部長

市発注の公共事業につきましては，地元業者，地元資材を積極的に活用し，雇用の安定と就労の促進を図るとともに，下請負契約および工事代金等の支払の適正化などにより，事業の有効かつ適正な執行に努めることとしていますので，この趣旨を理解され，次の事項について十分配慮し，優良な工事および委託の完成を期してください。

また，工事の一部を下請負に付す場合には，下請負人に対しても趣旨の徹底を図ってください。

記

1 公共事業における労務単価の積算について

公共事業の積算については，二省協定単価に基づく労務単価により積算しているため，この点に十分留意し，適正な賃金を支払われるよう配慮してください。

令和8年度二省（国土交通，農林水産）設計労務単価（※主要12職種）

（令和8年3月1日以降適用）

職 種	金 額	職 種	金 額
特殊作業員	26,000 (38,400)	運転手（一般）	21,900 (32,300)
普通作業員	21,500 (31,800)	型 枠 工	28,200 (41,700)
軽作業員	19,200 (28,400)	大 工	— (—)
と び 工	30,000 (44,300)	左 官	30,900 (45,600)
鉄 筋 工	30,200 (44,600)	交通誘導警備員A	18,700 (27,600)
運転手（特殊）	27,100 (40,000)	交通誘導警備員B	15,500 (22,900)

〔 上段：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費（法定福利費の事業主負担額，労務管理費，宿舍費等）（参考値） 〕

※ 上記労務単価は，労働者本人が受け取るべき賃金を基に，日額換算値（所定内労働時間8時間）として設定したものであり，所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費，一般管理費等の諸経費は含まれていません。また，労務単価には，事業主が負担すべき人件費（必要経費分）は含まれていないため，下請代金に必要経費分を計上しない，または下請代金から値引くことは不当行為にあたります。

※ 下段には，建設労働者の雇用に伴って必要となる，法定福利費（事業主負担分），労務管理費，安全管理費，宿舍費等を公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を括弧書きで示しています。

※ 全職種の労務単価については，国土交通省のホームページをご参照ください（函館市土木部管理課のホームページにもリンクを貼っています。）。

2 適正な下請契約の締結等について

工事の一部を下請負に付す場合には、建設業法第19条の内容を備えた契約書により、著しく短い工期としないなど適正な工期および工程の設定を含む契約を締結してください。

また、下請代金の設定に当たっては、書面による見積依頼および建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出等に基づき双方の協議を行うなど、適正な手順を経るとともに、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとしてください。

なお、見積書は、材料費等記載見積書（労務費や必要経費等の内訳を明示するために作成された標準見積書を含む。）を活用するとともに、双方の協議においては、これを尊重してください。

一括下請負については、請負契約書第6条により禁止していますので、一括下請負とならないよう十分に留意するとともに、不必要な重層下請もしないよう努めてください。

下請負人の通知についても、請負契約書第7条により発注者に対する通知義務があります。工事に係わる下請負業者等を元請けの責任において明確にし、1次および2次以下の全てについて施工体制台帳または再下請負通知書を提出してください。

3 適正な下請代金の支払について

下請代金の支払は、下請業者や現場で働く労働者に不利にならないよう、速やかに現金で行うようにしてください。やむを得ず手形を使用する場合は、60日以内のなるべく短いサイトでの支払いとしてください。特に労務費については、これに相当する額は必ず現金で支払うとともに、労務賃金が確実に労働者に支払われるよう配慮してください。

なお、紙の手形・小切手については、一般社団法人全国銀行協会が令和3年7月に「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定し、「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標として、電子的決裁サービスへの移行が進められていることから、紙の手形・小切手に変わる支払い手段の検討をお願いします。

また、銀行口座への振込手数料を下請負人に負担させ、下請代金から差し引くことのないよう留意してください。

4 雇用通知書（労働条件通知書）の完全発行について

労働基準法により、使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金・労働時間・休日などの労働条件を明確に記載した書面を作成して、労働者に交付しなければなりません。

貴社の労働者はもとより、下請負がある場合は、その労働者も含めて雇用通知書の完全発行を徹底してください。

5 法定労働時間の厳守および年次有給休暇の付与について

労働基準法に基づき週40時間の法定労働時間を遵守するようにしてください。

また、雇い入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者（する予定の者）には10日間の年次有給休暇を付与してください。なお、労働基準法改正により、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。

継続雇用する期間が6か月未満の季節労働者（出稼労働者）についても次に示す目安により有給休暇を付与するよう努めてください。

(1) その継続する就労月数が3か月以上4か月未満の者には3日程度

(2) その継続する就労月数が4か月以上6か月未満の者には5日程度

季節労働者（出稼労働者）はその勤務形態から実際にこれらの有給休暇を取得できる期間が短いと考えられることから、就労期間中に前倒しで付与する等実際に有給休暇が取得できるよう努めてください。

6 時間外労働の上限規制について

令和6年4月1日から、建設業においても、災害時の復旧および復興の事業を除き、改正労働基準法による罰則付きの時間外労働の上限規制が適用となっております。法改正の趣旨を踏まえ、適正に対応するよう努めてください。

7 「週休2日」確保による働き方改革の実現について

本市では、令和7年度から「函館市週休2日工事実施要領」に基づき、建設現場における「週休2日」確保のための取組を行っております。建設業界の若手技術者や技能労働者を育成・確保し、入職しやすい環境づくりを目指すため、「週休2日」での施工に努めてください。

8 適正な労務費等の確保について

本市では、公平で健全な競争環境を構築し、建設業の担い手を育成・確保するため、令和8年1月から受注者に「材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費」を内訳明示した請負代金内訳書を提出していただき、必要経費が適切に請負契約に計上されていることを確認しております。工事を施工するために通常必要と認められる労務費等を下回ることがないように、適正な価格の設定に努めてください。

9 労働者の福祉向上について

労働者の福祉向上のため、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）および労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）の加入および適正な掛金の納付に努めてください。雇用保険については、65歳以上の方も適用の対象となりますので加入手続きを行う必要があります。

また、工事の一部を下請負に付す場合には、下請負人の各種保険への加入状況を確認するとともに、未加入（法律上の加入義務のない者（適用除外）を除く。）の場合には、下請契約の相手方としないよう徹底してください。契約違反があった場合は、指名停止等の対象となります。これは、法律上加入義務のある各種保険への加入を図るものであり、加入義務のない保険への加入を求めているものではないことから、下請契約の相手方としてとして適用除外となる建設業者を排除したり、作業員等について現場入場等を禁止したりすることのないよう留意してください。

なお、法定外労災補償制度への積極的な加入や一人親方等に対する労災保険への特別加入制度の周知についても努めてください。

10 建設業退職金共済制度等への加入について

現場労働者の退職金制度確立のため、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）未加入事業主については早急に加入されるとともに加入事業主については、「共済手帳受払簿」および「共済証紙受払簿」を作成し、貴社の労働者の証紙の貼付はもとより、下請負業者に対する証紙の交付と貼付の確認を徹底してください。

本市では、「函館市発注工事に係る元請事業主による建設業退職金共済制度関係事務受託処理要領」に基づき、下請を含めた建退共証紙の適正な貼付を確認するため「建退共証紙貼付実績書」を工事完成後に提出していただくこととしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

建退共制度については、平成28年度から、退職金の支給要件の緩和や退職金額の上限撤廃など一部変更されておりますので、貴社の労働者に対し、制度の周知を図ってください。

また、建退共の掛金納付方式に現在の「証紙貼付方式」に加え、「電子申請方式」も追加され、令和3年3月1日から電子申請方式の受付が開始されております。

なお、建退共制度の対象とならない事業主につきましては、中小企業退職金共済制度等の退職金制度に加入され、貴社で働く労働者が何らかの退職金制度の恩恵を受けられるように努めてください。

11 消費税の適正納付等について

本市の工事請負代金額等には、消費税（地方消費税を含む。）が含まれておりますので、下請負契約、資材購入等において消費税を適正に上乗せした価格で契約を締結するようにしてください。また、消費税は、地方消費税交付金として地方自治体に交付される財源となるものであり、本市にとりましても、貴重な財源であります。貴社におかれましては、消費税の意義を十分認識され、適正なる申告納付に努めてください。

12 前払金の適正使用について（中間前払金を含む。）

前払金については、支払いに充当できる経費が定められています。

前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対するものも含め、資材の購入、労働者の募集その他当該工事の着手に必要な資金に配慮し、速やかに現金または口座振込により支払うものとし、適切な資金管理で前払金を滞留することのないようにしてください。

13 前払金保証証書の電子化について

令和8年4月から電子保証証書を活用した前払金請求が可能になりました。従来の紙による保証証書の提出ほかに保証確認サービス「D-Sure」を利用し保証証書を申請することができます。

14 有資格者の適正な配置について

主任技術者または監理技術者については、公共工事の適正な執行を確保するために、一定の雇用関係にある者を、工事の規模および内容等を勘案し適正に配置するよう定められています（建設業法第26条）。また、共同企業体についても工事の内容、出資比率等を勘案した各構成員の技術者等の数や有資格者の適正配置について、特定の構成員の権限が集中することのないよう配慮してください。

交通誘導員については、現場内や周辺の安全を確保するために、市街地での工事については、有資格者を配置することを徹底してください。

15 工事中車両による事故の防止等について

交通安全管理については、工事関係車両による交通事故の絶無を期するとともに、過積載の違反防止をはじめ機械等の保管および運行管理を適正に行い、運転者に対しては交通法規を厳守するように配慮してください。

16 労働者の事故防止について

労働災害の防止については、貴社の労働者はもとより、下請負がある場合は、その労働者も含めて、保安教育および工事現場内の保安設備の点検等を行い、事故防止に万全を期するよう十分配慮してください。

労働安全衛生法は、建設工事の現場において元請負人および下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務付けており、当該対策に要する経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれています。

施工段階においては、元請負人の総括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により、漏れなく安全措置を講ずる必要があることから、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性の評価をして、当該リスクを軽減し、安全および健康を確保するための措置を講じてください。

17 産業廃棄物等の適正処理について

資源の有効な利用の確保および廃棄物の適正な処理を図ることを目的に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が定められており、中でも「特定建設資材（コンクリート、木材等）」については、その再資源化が特に必要であるとされています。

建設資材が廃棄物となったときの処分については、この法律を遵守し、排出者責任のもと適正な処理に努めてください。

また、危険な盛土等の発生を防止するため、建設発生土の搬出先（施設名、住所）を契約書において明確化することとしましたのでお知らせいたします。

18 地元業者の活用，地元資材の優先的使用について

工事等の施工に際しては，地元業者の活用，地元資材の優先的使用に努めてください。

19 地元労働者，季節労働者の雇用拡大について

労働者の雇用に当たっては，地域の活性化にもつながることから，公共職業安定所と密接な連携をとり，地元労働者および季節労働者を積極的に雇用するよう配意してください。

20 建設キャリアアップシステムの導入について

建設キャリアアップシステムの導入により，技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境が整備され，将来にわたって建設業の担い手を確保することにつながると考えられることから，積極的に活用するよう努めてください。また，令和7年度から，建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により，発注者が施工体制台帳の記載事項を確認することができる場合は，施工体制台帳の提出を省略できることとなりました。

21 施工技術の確保に向けた取組について

受注者は，労働者が有する知識，技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払いに努めてください。

22 工期または請負代金額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

本市では，令和7年5月から，以下の事象に該当する場合には，落札決定通知日から契約締結日までの間に，受注者が発注者に情報を通知する取組を行っております。なお，以下の事象が発生するおそれが認められない場合には，通知の必要はなく，また，本通知の提出がない場合であっても，従前どおり必要と認められる場合には契約変更を行います。詳しくは契約担当課までお問い合わせください。

【対象となる事象】

- ・ 主要な資機材の供給の不足もしくは遅延または資機材の価格の高騰
- ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足または価格の高騰